

宮城県移行期医療支援体制検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 小児期から成人期への移行期にある慢性疾患の患者，特に小児慢性特定疾病の患者に対し，小児期医療・成人期医療において適切な医療が提供できるよう，医療従事者間の連携を推進する体制の整備及び患者の自律（自立）に係る支援体制の構築について検討するため，宮城県移行期医療支援体制検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は，次の事項について検討する。

- (1) 移行期医療の現状と課題の整理に関すること。
- (2) 移行期医療体制整備に関すること。
- (3) 患者の自律（自立）支援に関すること。
- (4) その他，委員会の目的達成のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は，関係医療機関の者，関係行政機関の者及びその他保健福祉部長が適当と認める者のうちから，保健福祉部長が指名する者をもって構成する。

- 2 委員は止むを得ない事情があるときは，代理者を出席させることができる。
- 3 委員の任期は，2年とする。ただし，委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。
- 4 委員は，再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。委員長及び副委員長は委員の互選によって定める。

- 2 委員長は，委員会を代表し，会務を総理する。
- 3 副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故があるとき，又は委員長が欠けたときは，その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は，保健福祉部長が招集し，委員長が議長となる。

- 2 委員長は，必要があると認めるときは，委員以外の者に会議への出席を求め，意見を聞くことができる。

(謝礼金等)

第6条 委員会の委員への謝礼金及び旅費に係る金額は、附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和28年宮城県条例第69号）に規定する宮城県慢性疾病児童等地域支援協議会の委員に準ずる。

- 2 前項の謝礼金等は、委員の出席に応じてその都度支給する。
- 3 委員のうち県に属する職員である者に対しては支給しない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、宮城県保健福祉部疾病・感染症対策課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。